

桜井市観光プロモーション動画制作業務仕様書

1. 業務名

桜井市観光プロモーション動画制作業務委託

2. 目的

歴史・文化の発祥地である桜井市ならではの、古墳や社寺等の魅力を伝えること、及び令和7年10月頃から予定している、路線バス「桜井飛鳥線」の増便延伸にかかる乗客数増加を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

4. 業務概要

桜井市は隣県・奈良市から中南和へ来る際の交通(JR・近鉄等)の結節点である。そして、「桜井～飛鳥・藤原」エリアは隣同士に位置する。このエリアは、路線バス「桜井飛鳥線」の増便延伸により、二次交通を利用した地域間の移動がさらに容易となる。この利便性の高さを、「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産である山田寺跡をはじめ、桜井市ならではの魅力ある映像を用いて幅広く周知する。

周知フェーズは、旅マエにおいて、「桜井～飛鳥・藤原」エリアのアクセス等を情報収集する段階、及び旅ナカでの情報収集段階を対象とする。

ターゲットは、従来からの歴史ファン、及び大阪・関西万博、世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」等で「桜井～飛鳥・藤原」エリアに興味を持った新規の奈良ファンをターゲットとする。

※活用するオウンドメディア

利用するSNSが以下の場合は、アカウントを以下のとおり指定する。

YouTube：一般社団法人桜井市観光協会(公式)

(<https://youtube.com/@sakuraikanko?si=agHl4oRNz4s8ypZq>)

Instagram：sakuraiburari

(<https://www.instagram.com/sakuraiburari?igsh=NDlzdXBiNW81Y20=>)

5. 業務内容

(ア) 観光プロモーション動画の制作

動画の制作にあたり、必要な撮影を行うものとする。なお動画の撮影スポットの選定及び撮影については、桜井市未来共創フェローと連携を図ることを予定して

いる。

① YouTube で放映する動画制作

- A. 動画の内容：YouTube 広告でこの動画を見た時に、動画の撮影場所を訪れたい、調べたいと思わせるような魅力あふれる内容とすること。その他の内容については、受託者の提案とする。
- B. 動画時間：30 秒
- C. 解像度：フル HD(1920×1080)以上
- D. アスペクト比：16:9(水平×垂直)
- E. 音声・字幕：音声あり。字幕は必要に応じて挿入。
- F. 制作にあたっては、YouTube の特性や視聴者行動を考慮し、誰が見ても分かりやすく、動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで視聴したくなるように、構成や編集などを工夫すること。特に動画の冒頭は重視して制作に取り組むこと。
- G. YouTube 投稿用の文案を制作すること。拡散やフォロワーの増加に効果的な#(ハッシュタグ)を用いること。
- H. 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイルを制作すること。

② 鉄道駅のデジタルサイネージ等で放映する動画制作

- A. 動画の内容：桜井市は、飛鳥・藤原エリアへアクセスすることが容易であると認識できる内容を盛り込むこと。その他の内容については受託者の提案とする。
- B. 動画時間：30 秒
- C. 解像度：フル HD(1920×1080)以上
- D. アスペクト比：16:9(水平×垂直)
- E. 音声・字幕：音声有りを前提とするが、音声出力ができないことも想定されるため、音声がなくても伝わるよう必要に応じて字幕を挿入し、ビジュアルを意識して制作すること。

③ イベント出店ブースで放映する動画制作

- A. 動画の内容：動画の撮影場所を訪れたい、調べたいと思わせるような魅力あふれる内容とすること。また、桜井市は、飛鳥・藤原エリアへアクセスすることが容易であると認識できる内容を盛り込むこと。
- B. 動画時間：60 秒
- C. 解像度：フル HD(1920×1080)以上
- D. アスペクト比：9:16(水平×垂直)

- E. 音声・字幕：音声有りを前提とするが、音声出力ができないことも想定されるため、音声がなくても伝わるよう必要に応じて字幕を挿入し、ビジュアルを意識して制作すること。

④ 上記①～③に係る共通事項

- A. 桜井駅から飛鳥・藤原エリアへ路線バスが増便延伸し、主要都市(大阪、京都、名古屋など)及び奈良市等からのアクセスが容易になったと認識できる内容を、必要に応じて地図等を用いて盛り込むこと。
- B. 山田寺跡の認知向上できるような内容を盛り込むこと。
- C. 5.(イ)で放映する場所・媒体に最適と考えられる内容の動画とすること。
- D. 必要に応じて特殊撮影(超高精細映像、ドローンの使用、タイムラプス撮影等)、CG やアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫をすること。
- E. 必要に応じてモデルやクリエイター等を起用すること。ただし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者や協力者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。
- F. 制作する動画の雰囲気イメージしやすくするために、受託者が過去に制作した既存の動画や、サンプル動画を提示すること。ただし委託上限額を加味した、現実的に発注できる程度の動画を提示すること。企画書には該当動画が再生できる URL を記載するか、DVD 等を提出して動画を確認できるようにすること。

(イ) 観光プロモーション動画の放映

広告費用は契約金額の総額に対して 40%を上限とする。

① YouTube での放映

上記 5.(ア)の①で制作した動画の放映を、YouTube で行う。

- A. 放映期間：4 週間以上とする。
- B. KPI を提案すること。
- C. 放映する YouTube 広告フォーマットを、本事業に最適な理由を挙げて提案すること。

② 桜井駅前南側ロータリー「さくらビジョン」での放映

上記 5.(ア)の②で制作した動画の放映を、桜井駅前南側ロータリー「さくらビジョン」のデジタルサイネージで行う。

- A. 放映期間：4 週間以上（100 回以上/日）とする。

- B. 動画時間：30 秒
- C. 上記 5. (ア)の②で制作した動画について、放映するための加工費用が発生する場合については、受託者の責任の元で費用負担を行うものとする。
- D. 市と協議の上で、放映期間も含めた放映事業者と調整を行うこと。

(ウ) 自由提案

- ① 5.(ア)～(イ)に指定する動画の制作及び動画の放映の概要より、さらに効果的と考えられる提案(横長比率、尺、内容、作成本数、その他の SNS 放映媒体、その他の鉄道駅放映場所等)がある場合は、指定する業務内容を変更した提案をすることも可能とする。その場合、委託者と受託者の協議を経たうえで、業務内容を決定するものとする。
- ② 本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、予算内で提案すること。
- ③ 提案する内容と連動した KPI を提案すること。

(エ) その他事業を遂行するために必要な業務

- ① 上記(ア)及び(イ)の業務を遂行するにあたり、市内の観光スポット等における撮影等において、必要な各種団体等とのスケジュール調整および撮影許可申請及び広報物の使用許可申請等は、受託者が承諾を得ること。
- ② 既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きについては受託者において行い、使用料等についても見積額に含めること。
- ③ SNS への投稿、及びデジタルサイネージ等への放映手続きを行うこと。
- ④ 管理責任者と桜井市観光まちづくり課とで月一回程度打合せを行い、打合せ後に議事概要を速やかに提出すること。

6. 業者選考について

(ア) 桜井市観光プロモーション業務委託業者選考委員会にて書類審査及びプレゼンテーション方式による審査を行い選考する。(『桜井市観光プロモーション業務委託プロポーザル実施要領』を参照のこと。)

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

8. 業務報告書について

受託者は、業務完了後速やかに業務報告書を作成し提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

9. 成果物

提出する成果物は以下の項目とし、下記の期日までに納品すること。

(ア) 契約終了日

① 業務報告書

2 部※PDF 及び加工可能な形式(Microsoft Word、Excel、Power Point 等)

(イ) 令和 8 年 1 月 16 日

① 動画データ(MP4 形式)

② 動画の制作に使用した映像、画像、イラスト、サムネイル画像、YouTube 投稿文案等のデータ一式

10. 納品場所

桜井市役所(桜井市大字栗殿 432-1) 本庁舎 2 階

まちづくり部 観光まちづくり課

11. 検査

(ア) 受託者は、業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

(イ) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

12. 調査等

発注者は、必要があると認められるときは、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

13. 権利関係

(ア) 本業務における成果物の取扱い

(1) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て委託者に帰属する。

(2) 成果品が著作権法(昭和 45 年法律第 48 条)第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するとともに、委託者及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

(イ) 著作権・知的財産権の使用

(1) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場

- 合には、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。
- (2) (1)に関わらず、委託者がその方法を指定した場合はその限りではない。

14. その他留意事項

- (ア) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受託者の協議の上、決定する。
- (イ) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果を得られる場合、発注者と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (ウ) 受託者は、業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (エ) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受託者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- (オ) 受託者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (カ) 受託者は業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (キ) 受託者は、業務の必要上、提供を受けた資料等について、第三者に漏れることのないよう、厳重な注意をもって安全に保管すること。
- (ク) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (ケ) 受託者は、業務の遂行上において知り得た事項については、業務完了後、確実かつ速やかに破棄し、消去すること。
- (コ) 映像等の著作権・肖像権処理など権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。
- (サ) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に発注者と協議を行うこと。
- (シ) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

15. 問い合わせ先

桜井市まちづくり部観光まちづくり課観光事業係 担当 奥村
電話：0744-42-9111(内線 3622) FAX：0744-48-0271